

第6章 計画の推進

本計画の具体的な展開にあたっては、以下の点に留意しながら、その推進を図ります。

1 計画の推進体制

本計画は、2001（平成 13）年に設置した「推進本部」、並びに「大牟田市人権教育・啓発基本計画審議会」の審議を経て策定しました。

本計画の推進にあたっては、人権教育・啓発を市政のあらゆる分野で推進し、本市の人権問題を解決するための基本的な指針として、各部局間の緊密な連携と協力を図りながら、「推進本部」の下で取り組みます。

2 国・県、他市町村及び関係団体等との連携

本計画の推進にあたっては、国・県、他市町村及び人権教育・啓発関係団体等との連携を図ります。

同時に、人権問題、人権教育・啓発に取り組む市民団体等との連携を図り、人権教育・啓発の積極的な取り組みができるよう、情報提供などの支援を行い、効果的な人権教育・啓発の推進に努めます。

3 人権教育・啓発機能の整備・充実

- （１）本計画を実効あるものとするため、人権教育・啓発の先導的役割を担う市職員の人権意識の高揚を目的とした研修の充実を図ります。
- （２）人権問題の解決にあたっては、行政だけではなく地域における諸団体との連携による推進体制の整備・充実を図りながら、人権教育・啓発の積極的な推進に努めます。
- （３）「市同推協^{*}」及び「市同研^{*}」が主体的に実施している事業への積極的な支援を行うとともに、今後とも両協議会との連携による取り組みを通して、実効ある人権教育・啓発の推進に努めます。

- (4) 地域・職域等を対象に実施されている人権教育・啓発指導者のための養成研修等のさらなる充実を図り、人材の育成に努めます。
- (5) 差別をなくす活動を主体的に始めようとしている市民や、既に地域において、差別をなくす活動を主体的に行っている個人や団体、NPOなどに対して、情報提供などの支援に努めます。

4 評価と見直し

「推進本部」は、本計画の推進の過程において、計画の進捗状況と効果について市民・団体等の意見等を踏まえながら点検・評価を行い、社会情勢の変化など必要に応じた見直しを適宜行っていきます。

